

山梨の水に関する環境教育事業業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

山梨の水に関する環境教育事業業務委託

2 業務の目的

やまなし「水」ブランド戦略に基づき、山梨の水の良さや水源林の大切さ等の意識を醸成し、健全な水環境を守り育てる「育水」の推進をすることで、山梨県が「名水の地」であるというイメージを定着させ、やまなし「水」ブランドの全国ブランド化を図るため、山梨の上質な環境を体感しながら、山梨の水について学ぶ環境教育を実施する。

3 ターゲット

小中学生（及びその保護者）又は県民（高校生以上）

4 履行期間

契約締結の日から令和5年12月28日（木）

5 業務内容

山梨の上質な環境を体感しながら、山梨の水について学ぶ環境教育イベント（以下、「イベント」という。）を実施する。イベント開催に必要な費用（企画運営費、施設利用料、人件費、報償費、旅費、参加者の保険料等）は委託料に含めるものとする。

なお、業務の実施にあたっては、企画提案の内容をもとに県と協議を行いながら進めること。

(1) 小中学生向けイベントの実施（小学生又は中学生限定にしてもよい）

① イベントの実施時期・回数等

イ) イベント実施時期は、7月下旬から8月下旬の間の土曜日とすること。

ロ) イベント実施回数は1日1回とし、計2回以上行うこと。

ハ) イベント1回につき、募集する参加者は20名～40名程度とすること。

② イベントは次の構成で1日1回とする。

イ) 受付やオリエンテーション又はアイスブレイクなど

ロ) フィールドワーク（1時間～2時間程度）

ハ) 外部講師による座学（1時間程度）

ニ) アンケートの実施及び回収（アンケートは県で作成）

③ フィールドワークについて

イ) フィールドワークは主に屋外で行うガイドウォーク、自然遊び、渓谷ハイキング、水生生物調査などの野外活動とする。

ロ) イベント毎に実施するフィールドワークの内容は変更しても良い。

ハ) 参加者20名程度につき、1名以上の専属の担当者が引率すること。

ニ) フィールドワークは受託者が管理する施設や敷地以外でも実施可能とするが、必要な許可等は受託者が取得すること。

④座学について

- イ) 座学は、主に屋内で山梨の水に関する事、水源林に関する事、又は、環境保全に関する事などを学べる講義形式の学習会とすること。
- ロ) 座学は、外部講師（基本1名）を招いて行うこと。
- ハ) 複数のイベントで同じ外部講師を招いても良い。
- ニ) 外部講師は、県内の水環境の保全に努める民間企業、団体、又は、大学講師等から選定し、県と協議して決定すること。
- ホ) イベントの実施にあたり必要な外部講師との連絡調整を行うこと。なお、外部講師に支払う報酬や旅費等は委託料に含める。

(2) 自由提案

①自由提案の基本的事項

- イ) 環境教育イベントを1回以上行うこと。
- ロ) イベント対象は、小中学生又は県民（県外者も可）向けとすること。
- ハ) 原則屋外で行う環境教育イベントとすること。
- ニ) 山梨の水に関する事、水源林に関する事、水辺や水源林に生育・生息する動植物に関する事等について感じて学べる内容とすること。
- ホ) イベント1回につき、募集する参加者は10名～20名程度とすること。
- ヘ) 受託者が管理する施設や敷地以外でも実施可能とするが、必要な許可等は受託者が取得すること。
- ト) アンケートの実施及び回収（アンケートは県で作成）

(3) イベントの広報

- ①別途指定する期日までにイベント参加者を募るチラシを作成し、その電子データ（PDF、JPEG）を納品すること（チラシの印刷は県で行う）。
- ②イベント参加者を募る広報を行うこと（新聞広告は別途県で行う）。

6 成果物の納品

(1) 成果図書等

- ①イベントの実施状況をまとめた報告書及び業務スケジュール
- ②アンケートを回収し、取りまとめた報告書（電子データはExcel形式とする）

(2) 納品方法

紙媒体及び電子データをDVD-R等に格納し、各1部
電子データのファイル形式は、山梨県の一人一台パソコンで処理できる形式

(3) 納品場所

山梨県 環境・エネルギー部 自然共生推進課

(4) 納品期限

令和5年12月28日（木）

7 著作物の帰属

チラシ（電子データ含む）について、県がイベント広報（新聞による広告を含む）以外の他媒体で二次利用等を行う場合には、受託者と事前協議し、許可を得てから利用する。

8 仕様の変更

本仕様書については、企画提案により、より効果的な手法等があると判断される場合は、受託者と協議の上、変更することがある。

9 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。